

自己資本の充実の状況

一定性的事項

1. 自己資本の調達手段の概要			
当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金等で構成されています。なお、平成31年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。 ①発行主体：淡陽信用組合 ②資本調達手段の種類：普通出資 ③コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,291百万円			
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要			
自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を確保しています。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策とし、また、さらに多くの組合員（出資金）の募集を推進することにより充実を図る方針としています。			
3. 信用リスクに関する事項			
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 信用リスクとは取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度から分析しています。なお、一連の信用リスク管理の状況については、定期的に経営会議、理事会に報告する態勢としています。			
(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つです。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。 ○株式会社格付投資情報センター（R & I） ○株式会社日本格付研究所（J C R） ○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） ○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）			
4. 信用リスク削減手法に関する事項			
信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。当組合が自己資本比率の算出過程で採用している信用リスク削減手法としては、自組合預金積金、上場株式などの適格金融資産担保、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の保証があります。			
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項			
保有する投資信託等に内包する派生商品取引はありますが、当組合自らが行う当該取引はありません。			
6. 証券化エクスポージャーに関する事項			
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する投資家に分類されます。当組合における証券化エクスポージャーは、投資家としてのみ保有しておりオリジネーターとして保有するものではありません。当該資産のリスク認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が与付する格付情報の収集などにより、内部管理規程である「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき適正な運用・管理を行っています。			
(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 外部格付準拠方式を採用しています。			
(3)証券化取引に関する会計方針 当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しています。			
(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つです。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。 ○株式会社格付投資情報センター（R & I） ○株式会社日本格付研究所（J C R） ○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） ○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）			
7. オペレーショナル・リスクに関する事項			
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関が業務を行う上で、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスクに区分して管理しています。また、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、リスクを認識のうえ評価しています。			
(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法を採用しています。			
8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項			
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会や投資事業組合等への出資金が該当します。当組合では「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき運用・管理を行っており、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価やVaRによるリスク量の計測等により把握のうえ、経営会議等への報告を行うなど適切な管理に努めています。一方、非上場株式や全国信用協同組合連合会等への出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しています。			
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項			
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 金利リスクとは、市場金利の変動によって保有資産の価値が減少した場合に金融機関が被るリスクのことです。当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測を行い、ALM委員会へ報告するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。			
(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要 金利リスクについては、以下の定義に基づいて算出しています。			
計測手法	金利満期ラダーを使用し、将来発生するキャッシュフローを対象として、IRRBBに基づく金利ショックを与えた場合の現在価値の変化額（経済的価値の減少）を金利リスクとして計測します。		
金利感応資産・負債	預金積金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債		
金利ショック・シナリオ	上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3つのシナリオにより計測しています。		
行動オプション性	コア預金	対象	流動性預金全般（当座預金、普通預金、貯蓄預金等）を対象としています。
		算定方法	イ、過去5年の最低残高 ロ、過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高ハ、現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限として算出しています。
		金利改定平均満期	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
		最長の金利改定満期	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
		満期の割当て方法	流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
	固定金利貸出の期限前返済に関する前提	固定金利貸出の期限前返済に関しては、金融庁が定める保守的な前提を用いています。	
	定期預金の早期解約に関する前提	定期預金の早期解約に関しては、金融庁が定める保守的な前提を用いています。	
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）		

－ 定 量 的 事 項 －  
 〈自己資本の構成に関する事項〉

(単位：千円)

項 目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	12,113,279		12,546,693	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,291,651		1,291,538	
うち、利益剰余金の額	10,872,733		11,306,457	
うち、外部流出予定額 (△)	51,105		51,302	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	95,516		146,724	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	95,516		146,724	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	45,102		37,585	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,253,897		12,731,002	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12,265	3,066	9,367	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12,265	3,066	9,367	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12,265		9,367	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	12,241,632		12,721,635	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	109,005,031		112,960,889	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,000,598		△ 886,793	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	3,066		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,170,711		△ 1,053,839	
うち、上記以外に該当するものの額	167,046		167,046	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,428,520		5,160,029	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	114,433,551		118,120,918	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.69%		10.77%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準を採用しています。

〈自己資本の充実度に関する事項〉

(単位：百万円)

	平成 29 年度		平成 30 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	109,005	4,360	112,960	4,518
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	111,703	4,468	110,752	4,430
(i) ソブリン向け	1,959	78	1,915	76
(ii) 金融機関向け	18,910	756	20,087	803
(iii) 法人等向け	28,621	1,144	27,261	1,090
(iv) 中小企業等・個人向け	15,283	611	15,719	628
(v) 抵当権付住宅ローン	981	39	879	35
(vi) 不動産取得等事業向け	28,316	1,132	29,990	1,199
(vii) 三月以上延滞等	1,107	44	668	26
(viii) 出資等	2,465	98	358	14
出資等のエクスポージャー	2,465	98	358	14
重要な出資のエクスポージャー				
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,840	393	9,784	391
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	850	34	1,111	44
(xi) その他	3,365	134	2,976	119
② 証券化エクスポージャー	200	8	155	6
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			2,817	112
ルック・スルー方式			2,817	112
マンドート方式			—	—
蓋然性方式 (250%)			—	—
蓋然性方式 (400%)			—	—
フォールバック方式 (1250%)			—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	170	6	167	6
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,170	△ 126	△ 1,053	△ 42
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	95	3	105	4
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	7	0	17	0
ロ. オペレーショナル・リスク	5,428	217	5,160	206
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	114,433	4,577	118,120	4,724

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。  
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



朝来市和田山町 竹田城

## 自己資本の充実に関する事項

〈信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）〉

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引					
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	235,733	232,745	99,505	101,101	61,117	57,556	—	—	1,471	1,200
国 外	20,969	23,507	—	—	20,769	23,507	—	—	—	—
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>256,702</b>	<b>256,253</b>	<b>99,505</b>	<b>101,101</b>	<b>81,887</b>	<b>81,064</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,471</b>	<b>1,200</b>
製 造 業	17,673	16,201	6,081	5,558	11,496	10,501	—	—	178	156
農 業、林 業	729	746	729	746	—	—	—	—	40	37
漁 業	1,003	1,048	1,003	1,048	—	—	—	—	44	35
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	2	1	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8,639	8,439	7,938	7,739	700	700	—	—	306	256
電気・ガス・熱供給・水道業	3,468	3,197	763	794	2,705	2,403	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,356	1,573	40	31	1,811	1,509	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	7,232	8,524	2,120	2,108	5,112	6,415	—	—	54	53
卸 売 業、小 売 業	11,627	11,764	7,919	7,641	3,707	4,108	—	—	59	21
金 融 業、保 険 業	95,807	102,533	7,839	7,023	23,391	26,015	—	—	—	—
不 動 産 業	32,514	34,311	25,498	27,596	7,007	6,706	—	—	250	185
物 品 賃 貸 業	1,515	1,285	107	79	1,407	1,205	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,197	1,156	1,197	1,156	—	—	—	—	8	8
宿 泊 業	1,907	2,327	1,907	2,327	—	—	—	—	30	23
飲 食 業	2,225	2,089	2,225	2,089	—	—	—	—	305	241
生活関連サービス業、娯楽業	2,927	2,883	2,525	2,482	400	400	—	—	—	—
教育、学習支援業	19	14	19	14	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	269	234	269	234	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,929	2,829	2,928	2,829	—	—	—	—	17	18
その他の産業	206	184	206	184	—	—	—	—	—	35
国・地方公共団体等	35,600	33,592	11,453	12,496	24,146	21,096	—	—	—	—
個 人	16,338	16,513	16,338	16,513	—	—	—	—	176	126
そ の 他	10,511	4,797	387	403	—	—	—	—	—	—
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>256,702</b>	<b>256,253</b>	<b>99,505</b>	<b>101,101</b>	<b>81,887</b>	<b>81,064</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,471</b>	<b>1,200</b>
1 年 以 下	84,395	90,324	18,310	22,292	6,408	5,850	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	19,988	20,914	8,647	7,508	11,341	12,405	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	22,261	22,638	8,537	9,312	12,924	13,326	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	24,174	23,406	8,533	7,278	15,340	16,128	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	24,279	19,025	10,366	11,770	10,810	7,253	—	—	—	—
10 年 超	69,639	67,972	43,574	41,471	25,061	25,498	—	—	—	—
期間の定めのないもの	7,233	7,194	1,148	1,063	—	601	—	—	—	—
そ の 他	4,730	4,775	387	403	—	—	—	—	—	—
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>256,702</b>	<b>256,253</b>	<b>99,505</b>	<b>101,101</b>	<b>81,887</b>	<b>81,064</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,471</b>	<b>1,200</b>

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	164	59	—	164
	平成30年度	59	116	—	59
個別貸倒引当金	平成29年度	925	1,012	136	789
	平成30年度	1,012	942	811	200
合 計	平成29年度	1,089	1,072	136	953
	平成30年度	1,072	1,059	811	260



●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成29年度	平成30年度
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		
製 造 業	42	229	229	261	42	229	229	261	—	—
農 業、林 業	16	15	15	13	16	15	15	13	—	—
漁 業	40	39	39	31	40	39	39	31	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	289	123	123	61	289	123	123	61	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	53	42	42	12	53	42	42	12	—	—
卸 売 業、小 売 業	100	229	229	295	100	229	229	295	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	136	112	112	79	136	112	112	79	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	28	29	29	26	28	29	29	26	—	—
飲 食 業	93	91	91	72	93	91	91	72	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	24	18	18	13	24	18	18	13	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	97	81	81	76	97	81	81	76	0	—
合 計	925	1,012	1,012	942	925	1,012	1,012	942	0	—

(注) 1. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	1,298	39,479	—	38,155
10	—	17,499	300	17,474
20	87,442	6,818	92,336	6,227
35	—	2,412	—	2,173
50	22,681	504	21,039	485
75	—	20,357	—	20,941
100	6,869	47,411	6,800	45,415
150	179	273	—	193
250	—	2,065	—	3,355
1,250	—	—	—	—
その他	7	1,399	—	1,346
合 計	118,479	138,223	120,476	135,767

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含みません。

<信用リスク削減手法に関する事項>

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,246	5,982	1,545	1,330	—	—
①ソブリン向け	117	112	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	814	813	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	4,125	3,830	152	132	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	72	57	1,372	1,187	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,012	1,025	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	28	45	21	10	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨その他	75	96	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。  
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

## 自己資本の充実に関する事項

### 〈派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項〉

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	141	144
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
①派生商品取引合計	321	354	321	354
(i) 外国為替関連取引	89	130	89	130
(ii) 金利関連取引	175	154	175	154
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	1	16	1	16
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	54	52	54	52
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	321	354	321	354

### 〈証券化エクスポージャーに関する事項〉

#### ●オリジネーターの場合

該当ありません。

#### ●投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

##### ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,000	—	1,000	—
(i) 不動産ローン	1,000	—	1,000	—
(ii) 動産ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

##### ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%未満	1,000	—	1,000	—	8	—	6	—
100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
350%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250% 未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—				
(i) 不動産ローン	—	—	—	—				
(ii) 動産ローン	—	—	—	—				

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄の (i) (ii) は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

### 〈出資等エクスポージャーに関する事項〉

#### ●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,716	2,716	284	284
非 上 場 株 式 等	918	918	1,179	1,179
合 計	3,635	3,635	1,463	1,463

#### ●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
売 却 益	71	10
売 却 損	2	0
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

#### ●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評 価 損 益	平成 29 年度	平成 30 年度
	161	△ 1

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

#### ●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

### 〈リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項〉

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		5,618
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式 (25%) を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式 (40%) を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー		—

### 〈金利リスクに関する事項〉

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,622			
2	下方パラレルシフト	0			
3	スティープ化	5,233			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,622			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,721			

(注) 1. Δ E V E とは、金融機関が保有するポジションの経済的価値の金利ショックに対する減少額として定義されるものです。

2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

3. 「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号 (平成 31 年 2 月 18 日) による改正により、平成 31 年 3 月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。なお、前年度開示していました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用了金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成 29 年度) は、2,743 百万円です。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る 99 パーセンタイル値であり、当期末の Δ E V E とは計測定義等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。